

防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の防災危機管理能力の更なる向上に向け、防災危機管理施策に関する各局室区の役割分担や業務の実効性等について検討を行うため、防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 本市の防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討に関すること。
- (2) その他防災危機管理施策の推進に関し、必要なこと。

(構成)

第3条 検討会議に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は、防災危機管理局主管副市長とし、副会長はその他の副市長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、必要の都度、検討会議の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 検討会議の協議事項の整理等を行うため、検討会議に幹事会を置く。

- 2 幹事長は、防災危機管理局次長とし、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、必要の都度、幹事会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置し、特定の事項について詳細な調査審議をさせることができる。

- 2 幹事長は、関係職員にワーキンググループへの参加を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの責任者は、幹事長が指名する。
- 4 ワーキンググループは、幹事長が指定した事項にかかる調査審議の結果を幹事長に報告

する。

(庶務)

第7条 検討会議及び幹事会の庶務は防災危機管理局危機管理企画室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他の必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は平成27年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表 1

委 員	会計管理者
〃	防災危機管理局長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	スポーツ市民局長
〃	経済局長
〃	観光文化交流局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	市会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	消防長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	中村区長
〃	中区長
〃	その他会長が指定する職にある者

別表 2

幹 事	会計室次長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室次長
〃	総務局総務課長
〃	財政局総務課長
〃	スポーツ市民局総務課長
〃	経済局総務課長
〃	観光文化交流局総務課長
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局監査課長
〃	子ども青少年局総務課長
〃	住宅都市局総務課長
〃	緑政土木局 主幹（道路等の危機管理・水防）
〃	市会事務局総務課長
〃	監査事務局次長
〃	人事委員会事務局次長
〃	教育委員会事務局総務部総務課長
〃	選挙管理委員会事務局次長
〃	消防局総務部総務課長
〃	上下水道局総務部防災危機管理室長
〃	交通局営業本部総務部総務課長
〃	中村区区政部総務課長
〃	中区区政部総務課長
〃	その他幹事長が指定する職にある者